

## EU 統合と多国籍企業

安 藤 研 一 \*

### I. はじめに

国民国家の主権を移譲、共有し、個別加盟国単独では十全に達成しえない利害を追求する欧州統合の試みが、第二次世界大戦後に実現し、現在は欧州連合 (European Union, EU) として結実している。最近でも、2020 年 Covid-19 パンデミック対策として、EU 共同債による資金調達を行い、欧州統合の新たな段階を模索してきている (星野, 2022)。2022 年 2 月 24 日に始まるロシアのウクライナ侵攻は、ポスト冷戦後の欧州秩序を揺るがし、経済的にも大きな影響を欧州内外に及ぼしている。確かに、その帰すうは未だ見えていないが、終戦後の暁にはウクライナの戦後復興、モルドバ、ジョージアを含む EU 加盟交渉が予定されている<sup>1)</sup>。このように、EU は現代世界経済における稀有な存在であり、多様な立場から分析、考察されてきている。

近年、EU 統合が政治的性格を帯びるようになってきたとしても、その基本に「財・サービス・人・資本の自由移動」を保証する単一市場形成とその地理的拡大という、経済統合があった事は否定しえない。そして、欧州内外の多国籍企業は、EU 域内市場において大きな役割を果たすとともに、EU 規制を世界大に、しかも、公的な交渉などに依らず、日常業務の遂行の中で世界的に広げることに貢献してきている (Bradford, 2020)。後に見るように、EU 統合と多国籍企業を巡る研究は、既に 1960 年代から活発に進められてきた。しかしながら、既存研究において未だ見過ごされてきた問題も多くあるだけでなく、方法論上でも検討すべきところがある。即ち、既存研究では、EU 統合の進展が多国籍企業の投資決定や事業展開に影響してきたという因果関係が、主に分析されてきた。しかしながら、多国籍企業が EU 統合に影響を及ぼすこともある。そこで本稿では、未だ研究が不十分な課題を抽出しながら、EU 統合と多国籍企業の関係性を相補的、包括的に捉えていくこととする。

以下、EU における多国籍企業の現状を確認した上で (II)、既存研究を整理しながら EU 研究における多国籍企業の位置付けを明確にする (III)。続けて、十分に研究が進められていない諸課題を指摘し (IV)、多国籍企業の活動に対応した EU の政策反応をまとめ (V)、最後

に全体総括と将来の研究課題を示して結びとする (VI).

## II. EU を巡る多国籍企業の現状

本章では、2022年時点で入手できるデータを整理しながら、EUにおける多国籍企業の実態を確認していく。多国籍企業による国際的事業展開の代表的な指標は、直接投資の受入、送り出しである<sup>2)</sup>。UNCTAD (2022)によれば、EUはアメリカと並ぶ世界最大の直接投資受入国であり、送出し国である。2021年EUの直接投資受入残高は、11.6兆ドルであり、送り出し残高は13.3兆ドルとなっている。それに対して、アメリカはそれぞれ13.6兆ドル、9.8兆ドルであり、中国は4.1兆ドル(内、香港分が2.0兆ドル)、4.7兆ドル(同、2.1兆ドル)となっており、EUの重要さが理解できる。

ところで、直接投資は、母国から実際に事業を展開している受入国に、常に直接行われているわけではなく、時に、2カ国以上の租税回避地を経由することもある。そのため、実際の投資国を確定する試みも行われている。即ち、UNCTAD (2021)のWebページ上でアクセスできる付属統計がこれであり<sup>3)</sup>、この資料を加工すれば、EU加盟国の対内直接投資における本当の投資国の分布を知ることが出来る<sup>4)</sup>。西欧旧EU加盟国では、直接投資受入国以外のEU加盟国を投資国とする比率は、最低のオランダ、41.8%から最高のイタリア、69.6%の幅にあるが、西欧旧EU加盟国向け直接投資国に占める中東欧新EU加盟諸国の割合は、ギリシャ(1.8%)、ベルギー(1.1%)を例外として、軒並み1%未満である。他方、中東欧13カ国における直接投資受入全体で、他の新旧EU加盟国からのものは、48.4%(ハンガリー)から75.5%(スロバキア)となっている。更に、そのEUからの直接投資受入全体に占める中東欧諸国の比率は、西欧におけるそれよりは高くなっている。歴史的、地理的の近接性も影響し、例えば、ラトビアへは32.0%が、リトアニアへは30.4%が、中東欧新EU加盟国が占めている。これら幾つかの国を例外にして、殆どのEU加盟国向け直接投資国は他のEU加盟国であり、特に、西欧旧加盟国となっている。

EUの統計局であるEurostatによる、直接投資、多国籍企業に関するデータの収集、発表は、必ずしも継続的、網羅的、システムティックなものとは言えないが、最近の試験的試みでは、直接投資額以外の情報も提供している。Eurostat (2022)によれば、EU27カ国とEFTA加盟4カ国<sup>5)</sup>には、13万5000社を越すEU内外の多国籍企業グループ(Multinational enterprise groups)が、120万の法人(legal units)、88万4000社(内EU系46万8000社、非EU系41万6000社)の子会社(enterprises)を抱え、4200万人を雇用している。この内、EU系多国籍企業グループが最大規模の勢力であり、企業数では全体の66%を占め、雇用者数では77%を占めている。

多国籍企業の企業特性による集中も確認されている。300人以上を雇用する巨大多国籍企業グループは、グループ数では10%を占めるにすぎないが、雇用者数では全体の90%を占めている。5つ以上の分野で多角的に事業を行っている多国籍企業グループも、数の上では16%のシェアだが、総雇用者数の85%を雇用している。同様に、EU-EFTAの31カ国中の6カ国以上において事業展開し、地理的多角化を果たしている多国籍企業グループは、数の上では全体の20%であるが、雇用者数では89%のシェアを占めている。

他方、多国籍企業の産業分布においても、集中傾向を確認することが出来る。多国籍企業グループによる雇用者数は、製造業が総雇用者数の36%を占めており、その製造業の中でも自動車産業（6%）、機械類（5%）、そして、食料品（3%）に集中している。それだけでなく、上記三つの産業分野を含む多くの産業分野において、当該分野内における雇用集中度合いも高く、少数の大企業と非常に多くの中小企業に分かれていることが報告されている（Eurostat, 2022, Figure 4, p.7）。

以上、EUにおける多国籍企業の現状を簡単に総括し、直接投資残高の大きさ、西側旧EU加盟国の重要性、雇用面から確認できる集中度の高さなどを確認した。

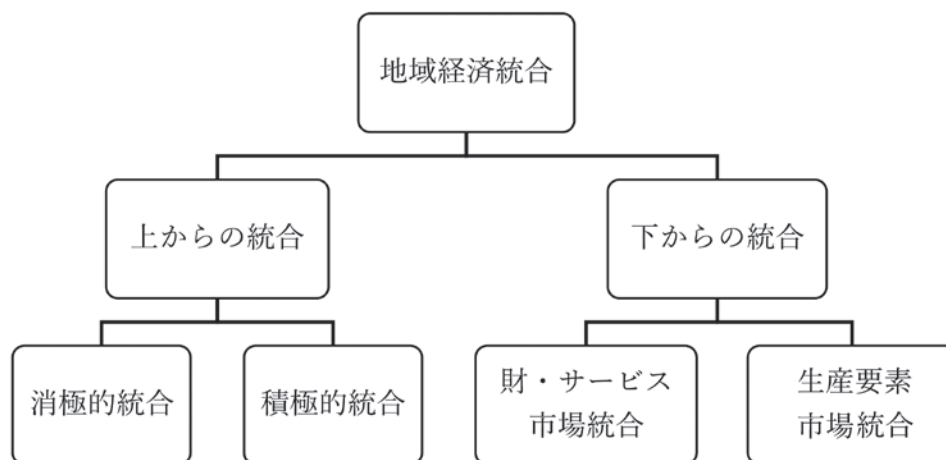
### Ⅲ. EU 研究における多国籍企業の位置付け

本章では、EU経済統合、並びに、EUにおける多国籍企業に関する既存研究を概括し、研究の現状を明らかにしていく。

#### Ⅲ-1. 欧州統合の複層性

EUに代表される欧州経済統合は、幾つの特徴を持ちながら進展してきている<sup>6)</sup>。まず指摘すべきは、「上からの統合」と「下からの統合」によって構成されている事である（図表-1）。EU経済統合は、WTOのように世界大のものではなく、一定の地理的領域に限定された組織、EUによって公式の制度が構築される「上からの統合」、そのような公式の制度が構築されることに対応して各経済主体が反応、調整する「下からの統合」に分けられる（Pelkmans, 1984）。また、「上からの統合」は、関税や数量規制のような市場取引を阻害する諸障壁を取り除いていく「消極的統合」と共通政策の策定、実行という「積極的統合」に、更に分類することが出来る（Tinbergen, 1965, Pinder, 1968）。同時に、「下からの統合」も財・サービス貿易市場の統合と資本・労働の生産要素市場の統合に分類されうる。

図表-1 地域経済統合の諸類型



「消極的統合」と「積極的統合」に分類されうる「上からの統合」は、EUが政治的に決定する各種の枠組みであり、加盟国に対して超国家的に策定実行される政策により構成される。確かに、新古典派経済学は、完全自由競争市場がパレート最適となる均衡の存在を数理経済学的に証明したが、その前提は現実の経済世界からは大きくかけ離れている。そのため、完全自由競争市場の前提を緩める過程において、公式、非公式の制度に対する関心が高まってきた。例えば、情報の非対称性、市場における取引費用の問題などは、市場そのものの存立や不効率性につながる論理を示し、公式、非公式の制度の必要性が導かれ、新制度派経済学、比較制度分析などが発展してきた。そして、「上からの統合」は、EUによって構築される公式の制度に分類される。

先述のように、Tinbergen, Pinder は、「上からの統合」を精緻化するために、「消極的統合」、「積極的統合」という分類を導入した。彼らの議論とはやや異なり、本稿ではEUと市場の関係性に注目し、「消極的統合」と「積極的統合」を分類する。即ち、「消極的統合」とは、Tinbergen-Pinder の議論では、関税や数量規制の様な貿易障壁の削減、撤廃を指すものであった事から、市場機構を通じた資源配分、所得分配の最適化を図るものとし、例えば、競争政策のような共通政策もこれに含める。他方、市場機構が機能する経済社会の前提、若しくは、その結果として生ずる歪みに対して、資源再配分、所得再分配的政策が追求されることもある。このような市場介入的な性格を持つものを、本稿においては「積極的統合」と定義する。その意味で、「上からの統合」は、「消極的統合」と「積極的統合」に形式的に分類されるだけでなく、両者間の緊張関係を含むものでもある。

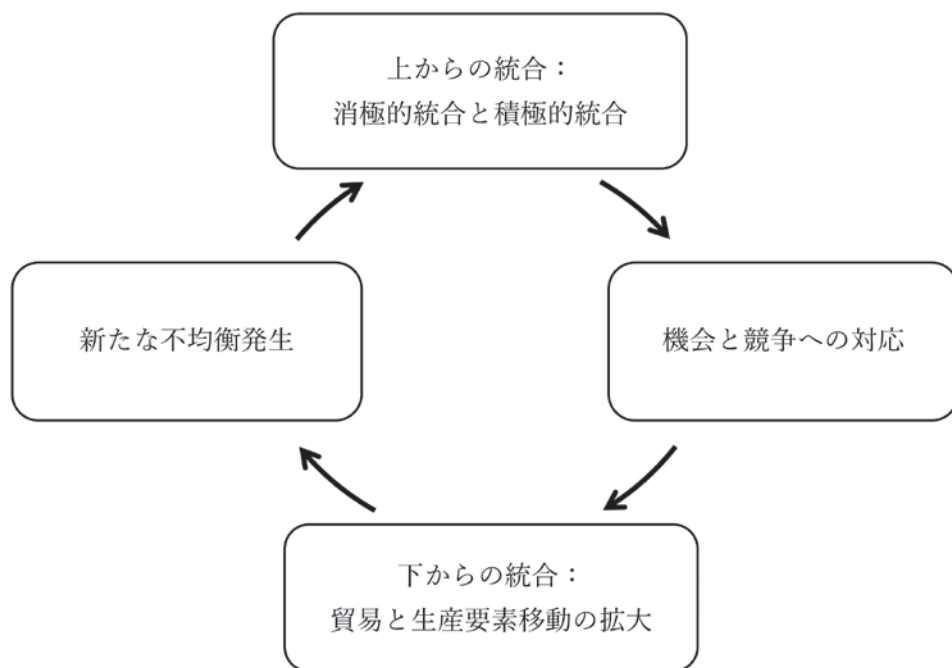
EUによって構築される公式の制度的枠組みに直面して、各経済主体が反応し、変化してい

く経過、結果が、「下からの統合」となる。ここでは以下の二点について、注意が必要である。一つの問題は、調整過程に関わるものであり、もう一方は市場統合の性格の相違である。正統派経済学での問題関心は、主に、市場条件が変化した前後の比較にある。そのため、企業や個人といった経済主体は、与えられた市場条件に直面して利潤や効用を最大化するよう、(瞬時に) 反応することが想定されている。若しくは、そうした反応の過程は無視して、前後の比較を行っている。しかし、市場経済においては、不確実性、不完全情報、限定合理性、経路依存性などの諸要因によって、経済主体の反応が、正統派の最大化仮説が示唆するようにはならない場合がある (Nelson & Winter, 1982)。この事は、「下からの統合」の結果だけでなく、その経過に対しても注目する必要があることを示唆している。

他方、EU による上からの「消極的統合」が進むとき、商品と生産要素の国境を越えた移動も活発化する。その際、商品貿易が基本的にフローである一方、生産要素移動はフローとして計上されるだけでなく、ストックとして機能する事を指摘しておこう。そして、生産要素移動によるストック形成が、国境をまたぐ商品移動に影響を及ぼすことは、近年のグローバル・バリューチェーン分析により明らかにされてきている (猪俣, 2019)。更に、生産要素移動は、労働者送金や直接投資を含む資本所得という逆方向の所得の流れにつながる。この様なストックとフローの補完的關係に関する認識は、商品市場統合と生産要素市場統合の相違、即ち、一方における財サービス貿易と他方における資本、労働移動の相違を踏まえた分析を求めることになる。

EU による制度枠組みに対応した経済主体の反応は、必ずしも、予定調和的なものとなる保証は無く、そのために更なる「上からの統合」が求められることもある。「下からの統合」過程がリストラを含む場合、それに直面する経済主体、特に、労働者や関連地方にとって、新たな職を見つけ、社会的関係を築いていくことは決して簡単な作業ではない。市場の自由化を進める EU の統合が、資源配分の最適化と資本蓄積を通じて経済成長に寄与するとしても、そうした利益が EU 域内の各地方に均霑するわけではなく、地理的集中集積と過疎の並存による地理的格差をもたらすこともある。構造調整過程における経済的、社会的軋轢に直面し、何らかの方策を取るべきか、如何なる対処策を講じるべきか、というような問題は、その時々状況や環境などによって異なるだろうが、全く対処策を取らないという選択肢は、政治的反発を引き起こす危険性を有する。つまり、「上からの統合」により引き起こされる「下からの統合」の効果に対して、更なる「上からの統合」が求められる、という相補的な循環がありえる (図表-2)。勿論、「下からの統合」への反応としての「上からの統合」が、常に自動的にもたらされるわけではなく、その役割や意義が限定される場合もある。それでも、「上からの統合」と「下からの統合」のフィードバックループそのものを否定することは出来ず、その意義、有効性についての検証が必要となる<sup>7)</sup>。

図表-2 地域経済統合の相互関係



### Ⅲ-2. EU における多国籍企業に関する既存研究

EU と多国籍企業の関係は、既に 1960 年代の EU 関税同盟結成時から注目されていた。セルバン・シュレパール (1968) の『アメリカの挑戦』は、EU 統合の進展が未だ関税同盟完成前から、域内関税・数量規制撤廃による消極的統合の利益を享受するため、アメリカ系多国籍企業が活発に展開している事を主張し、欧州政府、企業の対応を求めるものであった。他方、Franko (1976) は、セルバン・シュレパールの議論に対抗するように、スイス、イギリスを含む欧州系多国籍企業による EU 域内での事業展開を確認している。他方、Van den Bulcke, et al. (1979) は、EU における多国籍企業の撤退事例を分析し、特に、労働面では加盟国レベルでの対応には限界があり、EU レベルでの対処策、「積極的統合」の必要性を指摘している。

1985 年から始まる単一欧州市場 (Single European Market, SEM) 計画は、財、サービス、人、資本の自由移動を阻む各種障壁を取り除くことを企図した EU の「消極的統合」の大きな画期であるだけでなく、多国籍企業にも重要な影響を与えた。欧州委員会による研究 (European Commission, 1998) は、SEM の進展とともに直接投資の増加、集積、M&A の拡大などを確認している。その他にも、単一市場計画と多国籍企業の関連について多くの論点が論じられる中<sup>8)</sup>、非常に興味深いものとして、SEM の事後評価として、欧州委員会が行った産業界へのアンケート調査 (European Commission, 1997) において、SEM 計画による資本移動に対す



る障壁撤廃という措置は、殆ど、若しくは、全く直接投資に影響しない、との回答が5割以上にのぼっていたことを指摘しておこう。

自由な市場構築と並ぶ EU 統合の大きな特徴として、EU 加盟国が当初の6カ国から最大28カ国にまで拡大してきたことがあり、多国籍企業にとっても大きな意味を持つものである<sup>9)</sup>。特に、21世紀中東欧へのEU東方拡大は、1990年前後に崩壊した旧社会主義計画経済体制から市場経済体制への転換の延長上に進められた。それはまた、壮大な社会実験でもあったため、多くの研究者の耳目を集めてきた。ここで指摘しておくべきことは、中東欧新規加盟国のEU正式加盟（2004年、2007年）以前から、中東欧向け直接投資の増加と直接投資受入国の経済発展への影響が、確認されていたことである。特に、西欧に生産拠点を有していた多国籍企業は、比較的質が高いが、低賃金である労働力を確保できることから、労働集約的部門を中心に生産の再配置を進めた。そして、自由な貿易が可能な単一市場を通じて資本財、中間財を調達し、生産された財、サービスはまた単一市場の利点を利用してEU全域で販売することが可能となった。即ち、グローバル・バリューチェーンのEU地域版、リージョナル・バリューチェーンとも呼ばれるものが構築されてきた。これに対して田中（2007）は、中東欧への直接投資に際して、EUが求めた経済ガバナンスが重要な役割を果たした事、中東欧の経済成長に不足する貯蓄を直接投資が補った事、この両面を強調し、新しいタイプの「従属型発展」としている（同、71頁）<sup>10)</sup>。

2010年代のEUは多様な危機に直面することになり、その全てが直接投資、多国籍企業と全く無関係というわけでもない。例えば、ユーロ危機はギリシャへの資金提供を進めてきた多国籍銀行の展開が背景にあった。イギリスのEUからの離脱、Brexitは、イギリスの立地優位性を削ぎ、多国籍企業の事業再編、撤退を促す要因となった。確かに、移民危機は域外からの移民流入に対するポピュリスト的反発であったが、域内労働力移動の自由化がもたらす軋轢も社会的摩擦の原因であった。後者の背景には、サービス提供の自由を根拠に、多国籍企業が労働者を派遣する事例も見られた。同時に、2020年コロナ禍の経済苦境においても多国籍企業が、事業を維持するだけでなく、将来に備えた構造調整を進めている事も確認された（安藤、2021）。

以上、EU統合の進展とともに、多国籍企業研究も、その論点を変化させながら進められてきたと言えるが、それは主に直接投資の誘因としてのEU統合の位置付け、意義を巡るものであった。

#### IV. 見過ごされてきた問題

確かに、EUにおける多国籍企業については、多くの研究が行われてきているが、全ての論

点が提起されてきているわけではない。本章では、未だ十分検討されていない問題を指摘しながら、その意味するところを考えていこう。

#### IV-1. EU 統合における明示的位置づけ

多国籍企業は、EU の登場以前から欧州で活動してきており、その存在、事業展開は EU 統合の前提条件とも言えるが、EU 法、共通政策における位置付けは必ずしも明示的、確定的なものではなかった。EU に先行する欧州経済共同体を設立するためのローマ条約は、既に、域内共同市場の設立、即ち、資本移動の自由化を謳ってはいたが、それは必ずしも直接投資や多国籍企業の活動の自由化を明示的に求めていたわけではない。確かに、ローマ条約 52 条は、子会社などの設立の自由に対する障壁の除去を求めているが、それは一般的、抽象的な要請に留まっており、具体的にどのような障壁を想定しているのか明らかではない。1960 年代には、IMF 固定相場制の維持が世界的に追求されており、IMF 自身が經常取引における為替の自由化を求めながら、資本取引に関する管理を認めていたため、欧州経済共同体域内における資本移動の自由化は喫緊の課題ではなかったと言えよう。

1980 年代半ばに提起され、前進をみた SEM 計画は、財、サービス、人、そして、資本の自由移動のために、各種の障壁を除去することを求めた。その際、資本移動の自由化に関する懸念として示されたものは、短期資本移動の自由化、為替相場の安定性、金融政策の自律性の相互関係、即ち、マクロ経済政策のトリレンマ問題であった (Padoa-Schioppa, 1987, pp.18-19)。また、付加価値税の相違が税回避行動を刺激し、市場機構を妨げるため、市場統合の障壁であるとされていた。しかし、法人税の相違が直接投資の流れを歪めることは、指摘されていなかった。その意味で、直接投資に対応した市場の自由化は、必ずしも明示的、直接的なものとは言えなかったのである。

直接投資、多国籍企業の位置付けの不明確さは、証券投資などに比べ、直接投資が中長期的性格を有する資本の国際的移動であることに拠るであろう。直接投資は、景気情勢、金利、為替相場などの短期的変動によって、大きく左右されるわけではない。新規投資であれ、M&A を通じたものであれ、投資案件、投資対象、事業展開の持続可能性などに対する事前調査が重要であり、時間を要することとなる。更に、直接投資の受入による生産、雇用、輸出の増加が期待され、EU 加盟国をはじめとした多くの国々が、直接投資受入を制限するというよりは、むしろ積極的に推進してきている<sup>11)</sup>。そのため、敢えて EU が直接投資受入の自由化を進めずとも、多国籍企業にとって良好な立地条件が提供されてきたのである。

EU は当初、直接投資を明示的に取り上げてきたわけではなかったが、リスボン条約において初めて条文に明文化した。リスボン条約 5 部 2 編共通通商政策 206 条、207 条は、ニース条約まで記されていなかった「外国直接投資」という文言を組み込み、直接投資は EU 共通通商



政策の管轄となった。その内容は対外的な自由化の推進、並びに、第三国との条約、協定などの交渉、締結を含むものであった。こうして、直接投資がEUの専管事項となったことを受け、欧州委員会は直接投資に関する政策方針を提示した（European Commission, 2010）。その後、アメリカとは環大西洋貿易投資パートナーシップ協定の交渉を進めたが、トランプ政権の下で交渉は棚上げされた。他方、日本とは経済連携協定の交渉を進め、こちらは両者の合意に至り、2019年に発効することとなった。その他、韓国、カナダなどとも通商協定の交渉、締結を進めてきたが、これらの協定には、貿易のみならず、投資の自由化も含むこととなった。また、中国との間で投資協定を締結するところまで進んだが、欧州議会での反対により批准されないままとなっている。一連の協定に共通しているのは、EU系多国籍企業の対外直接投資条件の改善を目指すものとなっている事である。

他方、2010年代後半からは、地政学的な考慮から、域外からの直接投資受入に対する管理を強化する方向が示されてきている。特に、ロシア、中国などからの直接投資が、時に、EU系企業の買収を通じて行われる時、戦略的技術の漏洩に対する懸念が持ち上がるようになってきた。そのため、EUとして事前のスクリーニングを通じて、直接投資の受入を管理しようとしてきている（European Commission, 2017）。ここで留意しておくべきことは、リスボン条約以降の直接投資政策は、基本的に、域外国との関係におけるものであり、資本移動の自由化を含む域内単一市場構築の文脈には位置付けられていない、という事である。

条約を含むEUの法体系において直接投資なり、多国籍企業なりが明示的に位置付けられてこなかった事の帰結として、EUの対応が体系的なものとは言い難い状況となっている。例えば、EUの統計局であるEurostatは、主要な事項に関する統計集を定期的に発表しているが、直接投資関連統計の整理検討は、十分になされているとは言えない。また、EU経済統合の最も重要な基盤を成す単一市場の状況を評価する単一市場スコアボード（Single Market Scoreboard）というものがあり<sup>12)</sup>、そこでは直接投資のフロー、ストックの数字が示されている。しかし、2022年10月時点で示されている最新値は、2019年のものでしかない<sup>13)</sup>。勿論、直接投資なり、多国籍企業の事業展開がもたらす影響を無視することは出来ず、EUとしての対応が図られており、その新たな試みの一つが、本稿2章で確認したもの（Eurostat, 2022）などであるが、それは未だ試論の域を出ていない。

直接投資、多国籍企業が、EU経済における重要な事項であるにもかかわらず、その位置付けはようやく、しかも、対外関係面から規定されるようになってきたところである。

#### IV-2. 直接投資を通じた統合の帰結

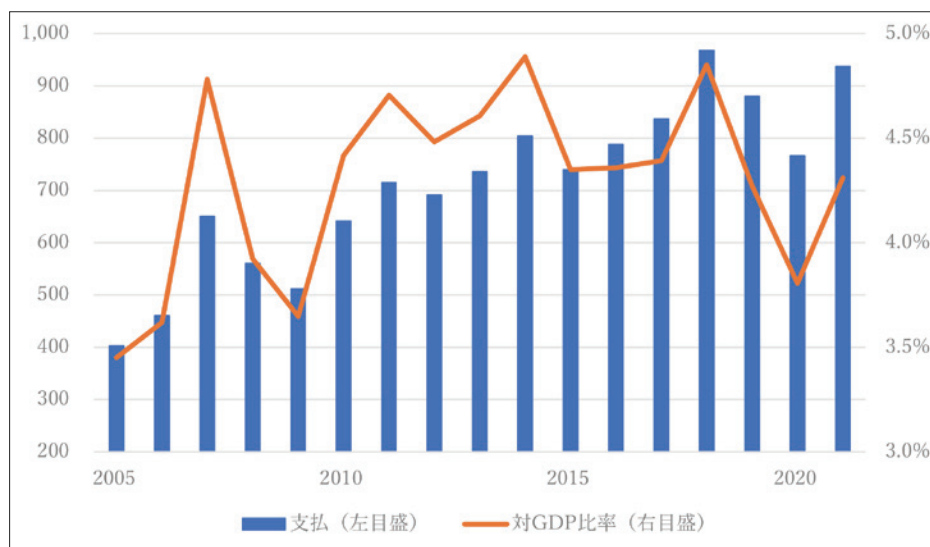
EUによる多国籍企業と直接投資の実態把握に向けた動きがようやく見られ始めたところであるため、重要な論点、即ち、多国籍企業の利潤が見過ごされてきた<sup>14)</sup>。本節では、この点

について検証していこう。

企業が直接投資を行い、その結果として多国籍企業となる根源的な理由は、まず何よりもより高い利潤率を求めてのことである。EU 統合との関連においても多国籍企業の利潤は、重要な論点となるが<sup>15)</sup>、必ずしも必要なデータ、情報が得られているわけではない。例えば、Eurostat による多国籍企業に関する統計収集の試みもあるが (Eurostat, 2022)、多国籍企業の利潤に関するものは含まれてはいない。そこで、一つの試論として、国際収支表により、一国のマクロレベルで多国籍企業の利潤、「直接投資収益 (direct investment income)」を追ってみよう<sup>16)</sup>。勿論、IMF データには限界もあり、例えば、各国の残余世界全体との国際経済関係に対応したものであるため、直接投資収益支払の相手先について、EU レベルや EU 加盟国レベルでのデータは提供していない。そのため、以下のデータは EU 域外国との取引も含むことになるが、それでも興味深い特徴を確認できる。その際、EU 統合を通じた変化が、立地優位性の改善を通じて対内直接投資を促す傾向にある事から、直接投資収益支払に着目し、必要に応じて、受取や収支についても確認していくことにする<sup>17)</sup>。つまり、EU にとって直接投資受入というコインの裏側である投資収益支払が、どの程度のものであり、如何なる特徴を有するものであるか、明らかにしていく。

EU 加盟国の数値を集計して得られる EU の直接投資収益支払は、多国籍企業の課税逃れなどのために一定の限界がある<sup>18)</sup>。それでも、以下のような特徴が確認される。まず、EU27 による直接投資収益支払の絶対額、並びに、対 GDP 比率の増加傾向が挙げられる (図表-3)。

図表-3 EU27 直接投資収益支払(10 億ドル)

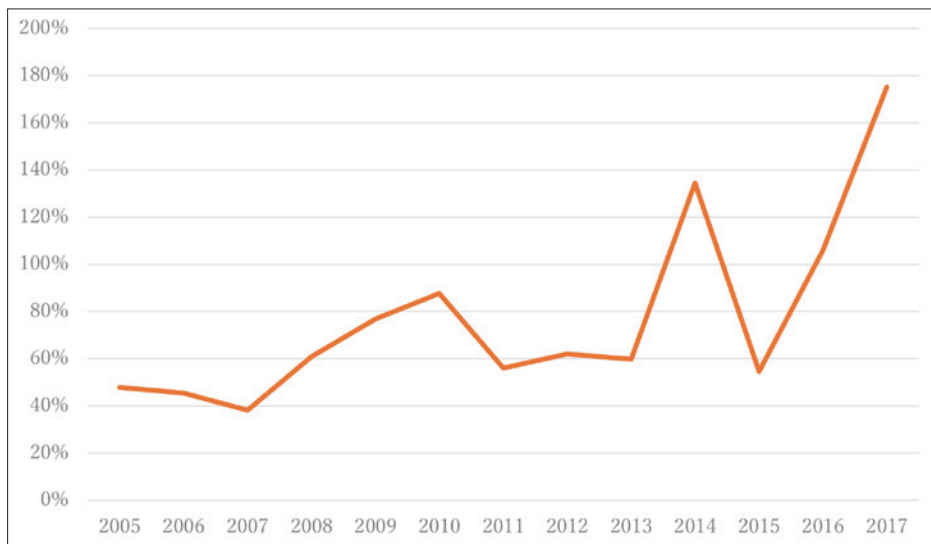


出典：IMF Data, Balance of Payments, Standard Presentation, OECD GDP データより著者作成

2005年時点で4000億ドルであった直接投資収益支払額が、2018年には9700億ドル弱のピークを迎えた。その後、コロナ禍の2020年には7700億ドル弱に減少したが、翌2021年には9400億ドル弱と大きく盛り返している。この様に直接投資収益支払額が増加してきているだけでなく、その対GDP比率も2005年の3.5%からピーク時の2018年には4.9%となっている。その後、2020年には3.8%にまで落ち込んだが、翌2021年には4.3%にまで回復している。確かに、直接投資受入は毎年のフローではあるが、それは工場や流通販売子会社などのストックともなる事から、利潤の増加傾向につながるのである<sup>19)</sup>。

直接投資の受入は、有形、無形の資産を当該受入国に移転することから、経済成長などへの寄与が期待されている。しかし、その直接投資の原資そのものが、一定程度、それ以前の投資に基づく収益によって賄われている。図表-4は、毎年のEU27の直接投資受入額に対する直接投資収益支払額の比率を示したものである。グラフで示されているのは、2017年までのものであるが、右肩上がりの傾向となっている。時に、直接投資受入額以上に投資収益の支払いを行っている年もあることが確認される。この事は、直接投資の受入が、必ずしも新規に資本を国外から移転、付加するわけではない事を意味している<sup>20)</sup>。ちなみに、2018年から2021年の比率は、幾つか加盟国の対内直接投資が、マイナスとなっていたこともあり、やや異常な値となった。そこで、グラフ上には描かず、グラフ下にそれらの数値を記しておいた。

図表-4 EU27 直接投資収益支払の対直接投資受入額比率\*

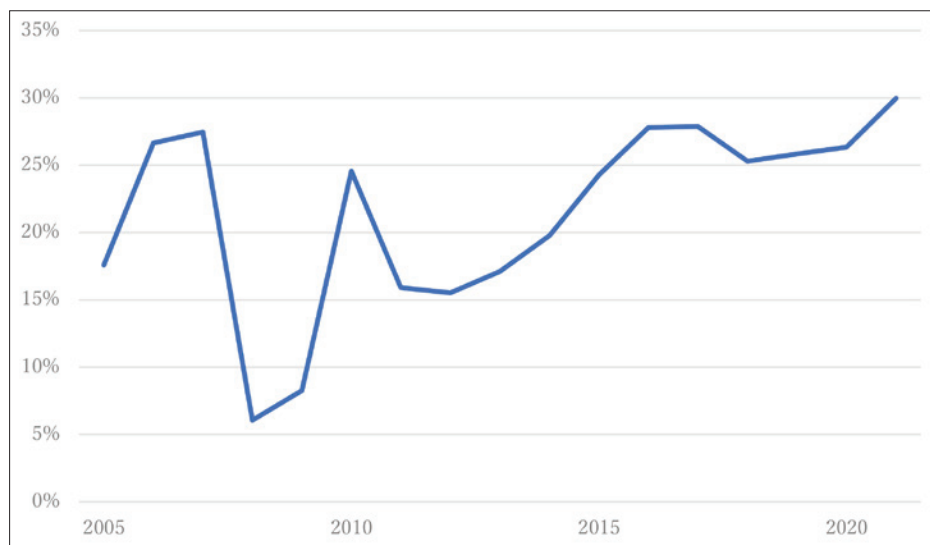


出典：IMF Data, Balance of Payments, Standard Presentation より著者作成

\*：2018-21年データはそれぞれ、-161.8%、-1,288.9%、-40,561.4%、490.8%

対内直接投資額に匹敵、若しくは、それを凌駕する金額が、直接投資収益支払となっているが、それが更に被投資国に還流している事も指摘しておこう。再投資収益 (reinvested earnings) と呼ばれるものがそれであり、子会社の内部留保を計上する。そして、図表-5 は 2005 年から 2021 年までの直接投資収益支払に占める再投資収益の比率を、EU27 全体でまとめたものになる。このデータからは、子会社に留められた内部留保が、その後どのように使用されたのかは明らかにしえない。それでも、その動向からは景気動向、経済情勢の影響を受けながらも、増加基調にあることが見て取れる。例えば、2008 年、2009 年に再投資収益の対直接投資収益に占める比率が最低となっている事は、リーマン・ショックによる景気後退とそれに伴う多国籍企業本社の業績低下を補うために被投資国に利潤が留まらず、親会社に還流した事が予想される。また、2011~13 年にかけての比率が 15% 近辺で、比較的低い水準に留まっている事は、ユーロ危機により EU 経済そのものの先行きへの不安があっただろう。他方で、コロナ危機の 2020 年、そこからの回復局面である 2021 年が、高い比率を示している事は、今後の検証が必要な課題である。

図表-5 EU27 利潤再投資対直接投資収益比率

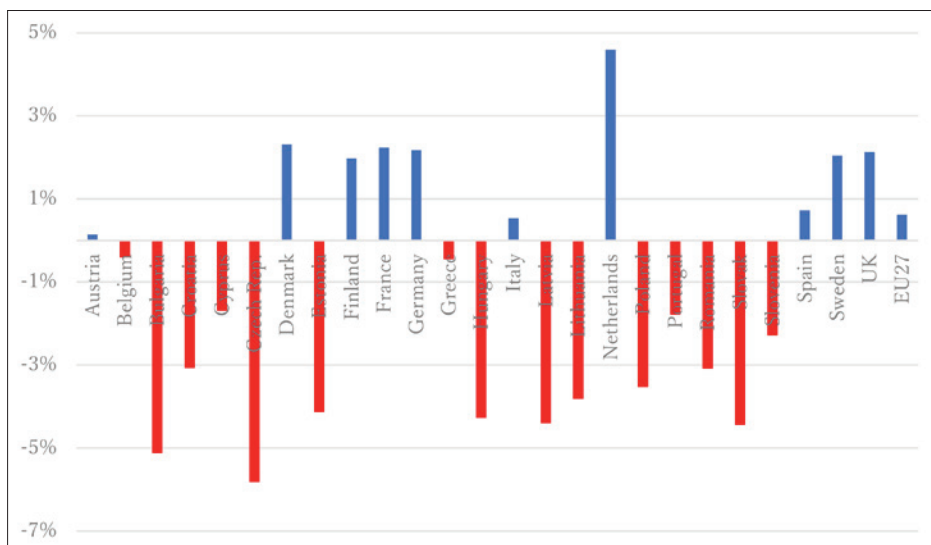


出典：IMF Data, Balance of Payments, Standard Presentation より著者作成

EU27 総体としての直接投資収益支払は、同時に、他の EU 加盟国の受取となっている場合もある。そこで、EU 加盟国レベルで、直接投資収益の受取と支払いの差額、収支を確認することは、重要な試みと言える。但し、EU 加盟国の経済規模は相互に大きく異なっているため、単純に収支の絶対額を見ることには限界があり、むしろ対 GDP 比率を比較することが適当である。図表-6 は、コロナ危機が EU 経済や直接投資を大きく動揺させる直前の 2019 年におけ

る直接投資収益収支対 GDP 比率を、EU 加盟国ごとに示したものであり、幾つかの特徴を見て取れる。第一に、EU 内の租税回避国とみられる国（ルクセンブルク、マルタ、オランダなど）において、その比率が非常に大きくなっている。第二に、EU 27 で見た収支比率はプラスとなっているが、加盟国レベルで見た場合にプラスとなっているのは西欧旧加盟国ばかりである。第三に、収支比率がマイナスとなっている国には、ベルギー、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルの旧加盟国が含まれているが、それ以外は全て中東欧新規加盟国である。最後に、新規加盟国のマイナス度合いは、旧加盟国のプラス度合いよりも高いものとなっている。

図表-6 直接投資純収益収支対 GDP 比率(2019年)\*



出典：IMF Data, Balance of Payments, Standard Presentation, OECD GDP データより著者作成

\*：Ireland; -19.9%, Luxembourg; 40.3%, Malta; -67.2%

EU 統合に直面した多国籍企業は、直接投資を通じて、新たな状況に対応してきた。その結果として、直接投資受入国は決して小さくはない利潤送金支払いという負担を負うことになる。この事が意味するところを次に見ていこう<sup>21)</sup>。

#### IV-3. 見過ごされた問題の意義

直接投資が、EU 法、政策体系において十分明示的に組み込まれているとは言い難い中、直接投資の帰結として巨額の投資収益支払が行われてきている。この事の意義について、「域内市場を設立(し)…均衡のとれた経済成長…競争力の高い社会的市場経済」(リスボン条約3条)という EU の目的に照らしながら、評価検討していこう。

EU が域内単一市場の構築を基盤としてきたことは周知のところであり、その立地優位性を



生かすために多国籍企業が直接投資を行い、事業を展開してきた。確かに、SEMは、市場統合を妨げる税障壁として付加価値税の相違を指摘し、税率の収斂を求めてきた。しかし、法人税の相違が市場統合の障壁となる事は、俎上に上げられることはなかった。そのため、EU加盟国の中には、租税回避地として直接投資の迂回経由地となっている国があり、先に見た直接投資収支の対GDP比率が、EU27平均から大きくかけ離れていることにつながっている。それだけでなく、法人税の低さが直接投資を引き付けている場合もある。例えば、法人税が10%であるアイルランドは、多くの多国籍企業、特に、製薬企業やIT企業を誘致することに成功している。翻って、アイルランドの直接投資収益収支が、対GDP比率で20%近くに達している事は、この様な事情を反映しているのである。同様な事情は、中東欧新規加盟国における低税率国においても観察される。

ところで、低税率による直接投資誘致は、多国籍企業と主権国家間の緊張関係のみならず、EU加盟国間の利害対立を内包している。確かに、投資受入を通じて生産と雇用の創出を願う経済発展度の低い国、地方との立場の違いから、多国籍企業は税負担の軽減を引き出そうとしている。しかし同時に、低率法人税の国が、必ずしも法人税収を失っているわけではない事を指摘しておかねばならない。アイルランドは、1990年代の税率引き下げにより税収を増加させたが、これは国際間での利潤移転が法人税対象所得の増加を導き、税収増に帰着したからである。例えば、Tørsløv, et al. (2020)の研究は、EU域内では、フランスやイタリアなどの高税率国から、アイルランドや中東欧の低税率国への利潤移転を報告している。換言すれば、EUにおける税制面での統合の遅れは、加盟国間の法人税獲得競争、域内の分断を意味しているのである。

直接投資収益の支払いは、多国籍企業が単一市場の利益を最大限利用した結果であると同時に、対内直接投資への期待に限界があることを示している。EU単一市場は、多国籍企業にとって、投資受入国より広い販売市場、より安価な調達先を提供し、単一通貨ユーロにより、域内調達、域内販売に伴う為替リスクも除去しうる。しかしながら、そのような商品市場の「下からの統合」は、生産局面における国民的性格の残存を前提とし、労賃上昇のような事態が生ずる場合には、事業縮小、撤退へとつながる危険性を有する(Ando, 2018b)。それ故、多国籍企業の労働側に対する地位は強化され、より多くの譲歩を引き出す可能性を与える。EUが可能とするコスト削減機会が、先に確認したような直接投資収益に寄与しているのである。

有形、無形の資産移転によって、直接投資が受入国経済に貢献することが期待されている。しかしながら、多国籍企業は利潤獲得を目的として投資を行っているのであり、その利潤によって直接投資の多くの部分が賄われている事が確認された。更に、直接投資収益支払の一部は再投資に向けられているが、その時系列的な動向からは、景気後退期に減少し、拡大期に増加する傾向が確認された。この事は、景気循環抑制的というよりは、むしろ景気循環増幅的なもの

であり、不安定性を高める。つまり、直接投資が受入国のマクロ経済に及ぼす量的影響には、一定の留保が必要という事である<sup>22)</sup>。

最後に指摘しておくべきことは、直接投資と経済格差の問題である<sup>23)</sup>。EU加盟国間の格差は、縮小傾向にあるが、直接投資の受入によって送出し国と逆転したケースは殆どない。先に見たように、直接投資の受入は、中長期的には利潤送金につながることになり、しかも、その額は増加傾向にある。この事を背景として、中東欧EU加盟国における新規直接投資（Greenfield Investment）が減少傾向にあることも確認されている（Koczan, et al., 2021）。それだけでなく、受け取りと支払いの差額、収支尻で見れば、西欧主要国の黒字、中東欧諸国の赤字と別れており、東西間の格差を存続させるものでもある。つまり、多国籍企業の展開は、EU域内の経済格差に対して、一定の収斂をもたらす傾向はあるにしても、中長期的な効果としては多くを期待できないと言えよう<sup>24)</sup>。

## V. EU の対応

EU 統合に対応した多国籍企業の直接投資、事業展開が、必ずしも予定調和的なものではなく、時に経済や社会に軋轢をもたらすため、EUとして各種の対応が求められ、実行されてきている。まず、EUは単一市場という自由競争市場の構築を目指しているため、直接投資誘致が競争環境を歪めることを防ぐことに尽力してきている事があげられる。投資誘致策が国内地方自治体間でも過剰な競争を導く事に対して、EU域内外で懸念されている。そこで、EU競争政策は、過剰な直接投資誘致策を防ぐために投資補助金などに条件を設定している。直接投資誘致策を分析したThomas（2007）は、EU競争政策は補助金競争を最もうまく管理している、と評価している。他方、経済発展水準の低い地方に対しては、投資条件を改善するためのインフラ整備などへの支援を行う地域政策、資源再配分政策が、EU財政を通じて行われている<sup>25)</sup>。

固有の競争力を有する多国籍企業であっても、競争環境の変化、立地優位性の変化などによって、進出先での事業を縮小し、時に撤退することもある。巨大な直接投資受入地域であるEUは、競争圧力によって多国籍企業に事業再編成を迫ると同時に、その単一市場と不均質な生産条件故に、生産再配置にとって魅力的な条件を提供している。実際、撤退を含む多国籍企業の事業再編成が、EU域内において活発に行われている（Ando, 2018b）が、その際、EUとしては二つの方向性の対処策が取られている。一つは、多国籍企業が事業縮小、撤退を行う際には、労働者側に事前に情報提供を行うための欧州労使協議会の設立を求めるものである。欧州労使協議会は、多国籍企業による事業再編を押し留める権限を持ち得てはいないが、それでも、企業側に対して、何時、何処で、どの程度の雇用削減を行うのか、という情報を労働側に提供

する義務を課している。この事は、労働側の対処に余裕を持たせ、企業側の対応を慎重にする。企業側の情報提供が不十分な場合、訴訟案件となり、労働側への譲歩を迫られるからである。

他方、多国籍企業の事業再編は、必ずしも全面的に否定されるべきものではなく、より高度な事業、効率的な経営に転換するために必要とされる。但し、その費用を大きく負わされるのが、事業再編に伴って職を失う労働者であることも確かである。団体交渉を通じて事業再編計画の再考を迫り、解雇手当の積み増しを要求し、場合によっては、多国籍企業グループ内での配置転換を図ることもありうる。これら多国籍企業組織内の対応に加え、外部に新たな職を探す事も追及される。そして、労働者が新たな職に就くための動きを助ける EU としての方策があることを指摘しておこう。即ち、欧州グローバル化調整基金（European Globalisation Adjustment Fund for Displaced Workers, EGF）である<sup>26)</sup>。

2007 年から支援を開始した EGF は現在、2021-2027 年の中期 EU 財政からの年間 2 億 1000 万ユーロの基金により、企業の事業再編に伴い職を失ったものに対して、加盟国と協同して再就職、又は、起業を支援している。EGF は、グローバル化の進行による輸入急増、Covid-19 パンデミックに見舞われた失業者を救済してきているが、多国籍企業の事業再編に対応した救済策も行ってきている。更に、多国籍企業に関連した支援措置は、EU 系企業のみならず、非欧州系企業にも適応されている<sup>27)</sup>。個々の支援策の内容は、解雇された労働者が置かれた状況によって異なってくるが、EU 財政を基礎とした支援であることは、国際的な再分配政策であると同時に、市場が示す合理性、効率性を促す性格を持つものと言えよう。

多国籍企業が EU 経済に対して、多様な影響を及ぼすことに対応して、共通政策を策定、実行してきたことを確認した。EU の対応は、自由主義的方向性と介入主義的方向性の両者を含むものであり、EU の両義性が示されている。

## VI. むすびにかえて

国民国家の経済主権を共有、執行することを通じて経済社会を統合しようとする EU の試みは、多様な形態、方向性を有している。商品のみならず、生産要素移動の自由化を進める EU にとって、域内外の多国籍企業の動向は、大きな意味を持つものであり、既に 1960 年代から研究の蓄積がある。しかしながら、見落とされてきた課題も指摘されうる。EU としての直接投資、多国籍企業政策が、EU の法体系、政策体系に明示的に位置づけられておらず、EU による事実確認にも遅れが見られる。EU 統合が提供する立地上の優位性も一つの重要な誘引として、EU は直接投資を受け入れてきたが、中長期的には直接投資収益支払の負担につながるものでもあった。また、直接投資が経済格差改善に対して与える影響には、一定の限界があることも指摘した。と言うのも、直接投資受入と逆方向に投資収益支払の流れが生み出され、利

潤再投資分の拡大とともに、新規投資の相対的収縮も確認されるからである。直接投資、多国籍企業の影響に対して、EU 自身が対応策を行使してきている事も確認されたが、自由競争市場に親和的な方向性と介入主義的方向性の並存でもあった。

本稿では、EU 統合における多国籍企業、直接投資の重要性を確認すると同時に、既存研究では十分に取り上げられてこなかった論点を指摘し、その意味するところ、データから読み取れる特徴を確認したが、十分な検証にまで進むことは出来なかった。特に、直接投資収益の問題は、EU 経済の発展、特徴、加盟国財政の間の相克と密接に関係するものであり、今後さらに研究を深めていくことを約して結びとしたい。

\*：本著者は、学会などを通じて、星野郁先生、板木雅彦先生から多大な学問的支援、刺激を受けてきた。本稿がその学恩に少しでも報いることが出来れば幸いである。また、本稿は東京大学社会科学研究所 2021 年度国内研究員としての研究成果の一部である。快適な研究環境を提供して頂いた同研究所にも感謝したい。本稿における分析、主張は、本著者の責に帰するものである。

## 注

- 1) 2022 年 6 月 23 日の欧州理事会において、ウクライナ、モルドバ、ジョージアを加盟候補国とすることが決定された（ジョージアに関しては、条件付き）。  
[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ac\\_22\\_4125](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ac_22_4125) 2022 年 7 月 10 日閲覧
- 2) 直接投資は、基本的に、発行済み株式の 10% 以上の所有を伴う国外への投資として定義される（IMF, 2009）。
- 3) UNCTAD(2021)での推計方法は、Casella (2019)に詳しい。残念ながら、この UNCTAD の推計は、2022 年の付属資料には含まれていない。また、絶対額での表示ではなく、直接投資受入国に占める各投資国のシェアが示されており、EU 加盟国ごとのデータは得られても、EU 全体としてのデータはない。更に、投資国を特定できない、若しくは、秘匿されている部分も大きい、という限界がある。例えば、西欧ではアイルランド、イギリス、ルクセンブルクは、被直接投資の 37.5%、18.5%、15.7% が、2004 年 EU 加盟国ではキプロス 43.7%、マルタ 13.5% が投資者不明となっている。
- 4) 本稿では、特に断らない限り、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランドの 14 ヶ国を西欧旧 EU 加盟国とし、21 世紀に新たに EU に加盟したチェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアの 13 カ国を中東欧新 EU 加盟国とする。
- 5) アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタインが、EFTA 加盟 4 カ国である。
- 6) EU 統合の諸類型に関するここでの議論は、安藤 (2005)、Ando (2011) を整理したものである。より詳しくは、これらとその参考文献を参照されたい。
- 7) 猪木 (2021) は、経済社会の分析において、一方的因果関係のみを探求することの問題点を指摘して

- いる。本稿において、「上からの統合」と「下からの統合」の相補的関係性に着目するところと同様である。
- 8) 当時の地域経済統合と多国籍企業研究のサマリーとしては、Dunning (1997) を参照されたい。
  - 9) 2020年1月にイギリスが正式に離脱し、EUは27ヶ国になった。そのこと自体、EUやイギリスへの直接投資、多国籍企業の事業展開に大きな意味を持つものである。
  - 10) 中東欧への直接投資が、単に、低賃金だけでなく、各国が提供する制度的枠組みに依存するところが大きい事は、例えば、Meyer & Peng (2005) を参照されたい。
  - 11) 直接投資の受入が低水準であるだけでなく、受入よりも送出しにより積極的な例外的な国として日本があり、興味深い問題ではあるが、本稿での主題から外れるため、その指摘にとどめておく。なお、EUと日本の直接投資受入に対する対照的な状況については、Ando (2018a) を参照されたい。
  - 12) HPアドレスは、<https://single-market-scoreboard.ec.europa.eu/> である。
  - 13) 対して、2022年7月発表のUNCTAD (2022) は、2021年までのデータをフォローしている。
  - 14) 板木 (2006) は、より一般的に、主流派経済学が「利潤率」を正面から扱っていないことへの不満から、その著書を始めている。彼の提案する「国際過剰資本」概念の検討は、本稿の視野を越えるものであるが、「利潤(率)」の問題を取り上げるべきという問題提起は、本節と通ずるものであることを指摘しておこう。
  - 15) 既に指摘したように、単一市場とは言いながら、EUは未だ法人税を統一しているわけではなく、多国籍企業の移転価格問題とも密接に関わることとなる。
  - 16) データの出所は、IMFのWebページ、Balance of Payments and International Investment Position Statistics (BOP/IIP) で、そのアドレスは以下の通りである。  
<https://data.imf.org/?sk=7A51304B-6426-40C0-83DD-CA473CA1FD52> (最終閲覧日、2022年10月17日)。
  - 17) EU系多国籍企業による国外での活動の成果は、直接投資収益の受取として記録されることとなり、興味深い問題ではあるが、ここでは紙幅の都合上その指摘に留め、将来の課題としておく。
  - 18) 本節では、特に断らない限り、2020年以前の数字についても、イギリスを除く27カ国で集計したデータを使用している。また、タックスヘブんに分類されるルクセンブルグ、キプロス、マルタなどの直接投資関連データは、そのGDP規模に比べて異常に大きなものとなっている事を指摘しておこう。
  - 19) 競争環境が厳しければ、資本ストックの増加が必ずしも利潤の拡大に直結するわけではないかもしれない。しかし、2章で確認したように、多国籍企業は比較的少数の大企業に集中する傾向があるため、利潤の平準化には限界があるものと考えられる。
  - 20) Ietto-Gillies (2000) は、1980年代、1990年代のEUにおける直接投資収益の動向を分析し、過去の投資残高から得られる収益が直接投資フローの原資となっている事を明らかにしている。
  - 21) 直接投資に伴って親会社による特許などの提供もあり、それに対しては知財使用料支払という逆方向での資金の流れが生じる。しかしながら、国際収支表における数値は、直接投資から独立して生じるものも含まれるため、本稿での分析には含めなかった。問題の所在を指摘し、将来の研究を約しておこう。
  - 22) 受入国経済への技術を含む無形資産の移転のような質的問題も重要な研究課題であるが、紙幅の都合から、その指摘に留めておく。
  - 23) 多国籍企業の活動を含むグローバル化の伸展が、国内の格差を拡大する可能性が指摘されている (サッセン, 2001)。EUにおいても、例えば、Chidlow, Salciuviene and Young (2009) は、ポー



- ランドにおける直接投資が、首都圏と他の地方の格差拡大の可能性を示唆している。
- 24) Baiashvili and Gattini (2020) もまた、直接投資の成長促進効果の限界を指摘している。
- 25) EU の地域政策については、欧州委員会の以下の Web ページを参照されたい。  
[https://ec.europa.eu/info/eu-regional-and-urban-development\\_en](https://ec.europa.eu/info/eu-regional-and-urban-development_en)
- 26) EGF の詳細については、以下の Web ページを参照。  
<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=326>
- 27) パンデミック以前の最近の欧州系多国籍企業の事例としては、Air France(2019), Carrefour(2019), Nokia(2016) などがあり、非欧州系の事例としては、Microsoft(2017), Goodyear(2017), Caterpillar(2017) などがある。情報の出典は、上掲注 26) の Web ページより。

## 参考文献

- Ando, K. (2011) 'Economic integration from above and below with the evidence of Japanese MNEs in Europe', Jovanović, Miroslav N. (ed.) *International Handbook on the Economics of Integration, vol. III, Factor Mobility, Agriculture, Environment and Quantitative Studies*, Cheltenham, UK · Northampton, MA, USA: Edward Elgar, ch.5, pp.88-109.
- Ando, K. (2018a) 'The Weakest Link: Problems and Potentials of Unbalanced Investment Relations between the EU and Japan', in Vanoverbeke, Dimitri, Takao Suami, Takako Ueta, Nicholas Peeters, and Frederik Ponjaert (eds.) *Developing EU–Japan Relations in a Changing Regional Context, A Focus on Security, Law and Policies*, Oxon, UK: Routledge, ch.7, pp.122-137.
- Ando, K. (2018) 'Divestments of European multinational enterprises', 『国際ビジネス研究』第 10 巻第 2 号, pp.19-37.
- Baiashvili, T. and L. Gattini (2020) 'Impact of FDI on economic growth: The role of country income levels and institutional strength', *EIB Working Paper 2020/02*
- Bradford, A. (2020) *The Brussels Effects, How the European Union Rules the World*, Oxford: Oxford UP (庄司克宏 (監訳) 『ブリュッセル効果 EU の覇権戦略, いかに世界を支配しているのか』東京:白水社)
- Casella, B. (2019) 'Looking through conduit FDI in search of ultimate investors – a probabilistic approach', *Transnational Corporations*, Vol. 26, No. 1, p. 109-149.
- Chidlow, A., L. Salciuvienė, and S. Young (2009) 'Regional determinants of inward FDI distribution in Poland', *International Business Review*, Vol. 18, No. 2, pp. 119-133.
- Dunning, J. H. (1997) 'The European internal market programme and inbound foreign direct investment, Part I, and Part II', *Journal of Common Market Studies*, vol. 35, no. 1, pp. 1-30, 35, no. 2, pp. 189-223.
- European Commission (1997) *The single market review, Results of the business survey*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- European Commission (1998) *The single market review, Foreign direct investment*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities
- European Commission (2010) 'Towards a comprehensive European international investment policy', *COM (2010) 343 final*, Brussels: European Commission.
- European Commission (2017) 'Welcoming foreign direct investment while protecting essential interests', *COM (2017) 494 final Brussels*: European Commission.

- Eurostat (2022) 'Structure of multinational enterprise groups in the EU, Statistics Explained', <https://ec.europa.eu/eurostat/statisticsexplained/> 2022年8月8日閲覧
- Franko, L.G. (1976) *The European Multinationals, A Renewed Challenge to American and British Big Business*, London: Harper & Row Publishers.
- Ietto-Gillies, G. (2000) 'Profits from foreign direct investment, Patterns in EU countries and their implications', in Chesnais, F., G. Ietto-Gillies and R. Simonetti (eds.) (2000) *European Integration and Global Corporate Strategies*, London: Routledge
- International Monetary Fund (IMF) (2009) *Balance of Payments and International Investment Position Manual, 6th.ed.* Washington, D. C.: IMF
- Koczan, Z., P. Paetzold and N. Vujic (2021) 'Those Were the Days? Greenfield FDI, Jobs and Inclusion in Emerging Markets', *EBRD Working Paper*, No. 262
- Meyer, K.E. and M.W. Peng (2005) 'Probing theoretically into Central and Eastern Europe: transactions, resources, and institutions', *Journal of International Business Studies*, vol. 36, no.6, pp. 600-621.
- Nelson, R.R. and S.G. Winter (1982) *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Padoa-Schioppa, T. (1987) *Efficiency, stability, and equity: a strategy for the evolution of the economic system of the European Community*, Oxford: Oxford UP
- Pelkmans, J. (1984) *Market Integration in the European Community*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers
- Pinder, J. (1968) 'Positive and negative integration: some problems of economic union in the E.E.C', *The World Today*, vol. 24, No. 3, pp. 68-110.
- Tinbergen, J. (1965) *International economic integration. 2nd ed.*, Amsterdam: Elsevier.
- Thomas, K. P. (2007) *Investment Incentives: Growing Use, Uncertain Benefits, Uneven Controls*, Geneva: Global Subsidies Initiative.
- Tørsløv, T. R., L.S. Wier, and G. Zucman (2020) 'The Missing Profits of Nations', *NBER Working Paper* No. 24701
- United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) (2021) *World Investment Report, 2021, Investing in Sustainable Recovery*, Geneva: UN
- UNCTAD (2022) *World Investment Report, 2022, International Tax Reforms and Sustainable Investment*, Geneva: UN
- Van den Bulcke D., J.J. Boddewyn, B. Martens and P. Klemmer (1979) *Investment and Divestment Policies of Multinational Corporations in Europe*, Hampshire: Saxon House.
- 安藤研一 (2005) 「EU, 国民国家を超える制度の政治経済学」中村民雄 (編) 『EU研究の新地平, 前例なき政体への接近』京都: ミネルヴァ書房, 第6章 159-196頁.
- 安藤研一 (2021) 「コロナ禍における在欧多国籍企業」『経済系: 関東学院大学経済経営学会研究論集』284巻 34-56頁.
- 板木雅彦 (2006) 『国際過剰資本の誕生』京都: ミネルヴァ書房
- 猪木武徳 (2021) 『経済社会の学び方, 健全な懐疑の目を養う』東京: 中央公論新社
- 猪俣哲史 (2019) 『グローバル・バリューチェーン』東京: 日本経済新聞社

- サッセン, サスキア（伊豫谷登士翁, 大井由紀, 高橋華生子訳）（2018）『グローバル・シティ：ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を読む』東京：筑摩書房
- セルバン-シュレペール, J. J.（林信太郎, 吉崎英男訳）（1968）『アメリカの挑戦』東京：タイム・ライフ・インターナショナル
- 田中素香（2007）『拡大するユーロ経済圏, その強さとひずみを検証する』東京：日本経済新聞出版社
- 星野郁（2022）「新型コロナ危機を受けた EU 及び加盟国の対策と統合の行方」『国際経済』第 73 巻 5-37 頁

（安藤 研一, 静岡大学人文社会科学部教授）

## EU integration and multinational enterprises

Examination of the relationships between EU integration and multinational enterprises (MNEs) is an important academic topic, since the former is one of the largest recipients of foreign direct investment (FDI) conducted by MNEs. Indeed, a lot of research has been undertaken on this topic from the early days of EU integration in the 1960s, but some aspects have not been fully investigated. One such aspect is that the EU does not clearly set the MNEs and FDI into its own legal and policy context. However, this paper shows some interesting EU policy responses concerning MNEs. Another aspect concerns the profits raised by MNEs investing and operating in the EU. By analyzing balance of payments statistics, we gather and assess the aggregated data of FDI income, which is the opposite direction of inward-FDI flow. The FDI income has to be paid more and more by the countries receiving FDI, while FDI income balances, i.e., the difference of credits and debits, are mainly positive in Western EU countries, but negative in their Central and Eastern counterparts. This suggests the growth effects of FDI may well be declining, and additionally, that the economic inequality among member states cannot be easily reduced through FDI.

(ANDO, Ken-ichi, Professor, Shizuoka University, Faculty of Humanities and Social Sciences,  
Department of Economics)